

安芸市地域包括支援センター 高齢者虐待防止のための指針

安芸市

(令和 7 年 4 月改正)
(令和 6 年 3 月作成)

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

安芸市地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、高齢者の尊厳の保持及び人格の尊重に深刻な影響を及ぼす虐待を防止するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の尊厳の保持と人格の尊重が実現されるよう、虐待の防止に関する必要な措置を講じるものとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄、放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置又は養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 センター内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

高齢者に対する虐待及び虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生防止、早期発見、再発防止を図るため、虐待防止検討委員会（高齢者虐待事例検討会及びケース会議、高齢者虐待防止ネットワーク）を設置する。

(2) 虐待防止検討委員会の委員構成

虐待防止検討委員会は、管理者、所長、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、介護支援専門員、その他関係者により構成する。なお、委員長は、管理者又は所長が務める。

(3) 虐待防止検討委員会の開催

虐待防止検討委員会を定期的（年1回以上）に開催する。

(4) 虐待防止検討委員会の検討事項

- ① 虐待防止検討委員会その他センター内の組織に関すること
- ② 虐待防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤ 虐待等が発生した場合の対応に関すること

⑥ 虐待等の原因分析と再発防止策に関すること

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待の防止のための職員研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- (2) 新規採用時に虐待の防止のための研修を実施する。

5 虐待等が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1) 虐待等の相談又は報告を受けた場合は、「高齢者虐待防止・早期発見マニュアル」に基づき、対象高齢者的心身状況の確認及び生活環境を確認し、必要に応じて関係機関と連携しながら初期対応を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市の関係部署及び警察等と連携し、被虐待者の権利と生命の保全を優先に対応を行う。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 高齢者虐待防止担当者（以下「担当者」という。）は、虐待防止に関する措置を適切に実施するものとし、社会福祉士が担うものとする。
- (2) 虐待等の相談又は報告を受けた職員は、速やかに担当者に報告する。
- (3) 担当者は、速やかに事実確認を行い、その経緯及び結果を時系列で整理し、適切に記録する。
- (4) 担当者は、事実確認の内容、経緯及び結果を踏まえ、虐待防止検討委員会を開催し、対応方針について協議を行う。また、その結果を市へ報告するとともに、関係職員へ周知を図る。

7 成年後見制度の利用促進に関する事項

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性が認められる場合には、利用可能な制度について説明を行い、必要に応じて適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等に関する苦情を受けた場合、対応した職員は速やかにセンター長に報告する。
- (2) 苦情の内容は、相談者の個人情報の取扱いに十分配慮し、相談者や関係者に不利益が生じないよう対応する。

9 本指針の閲覧に関する事項

本指針は、常時閲覧可能とするため、ホームページに掲載する。

10 その他虐待等の防止推進のために必要な事項

第4項に定める研修のほか、関係機関が実施する虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。